

平成29年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）募集要項

本学と海外大学との大学院レベルにおける国際共同学位（ダブルディグリー、ジョイントディグリー等）の取得を目指した教育プログラムを積極的に奨励するため、国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）（以下「本制度」という。）による支援を希望する大学院学生を以下により募集します。

1. 制度の目的

本学は、「スーパーグローバル大学創成支援」構想調書（参考資料）にあるように、本学が世界の最先端を走る研究分野において、その分野における海外のトップレベル大学等との連携の下に、高い専門能力はもちろんのことグローバルマインド、幅広い視野を兼ね備えた人材を育成するため、「国際共同大学院プログラム」群の創出や、「国際共同教育プログラム」の拡大、推進を目指しています。

本制度では、これらのプログラムによる派遣留学生に対して経済的支援を行うことにより、国際共同学位取得を目指す教育プログラムへの参加を奨励することを目的とします。

2. 定義

この要項において、「国際共同大学院プログラム」とは、東北大学学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラム部門内規（平成27年4月6日国際共同大学院プログラム部門長裁定）に定める、本学の強みを生かし、世界を牽引できる分野や、今後重要になり人類の発展に貢献できる分野を選択し、部局の枠を超えて本学の英知を結集し、海外有力大学との強い連携のもと共同教育を実践するプログラムとします。

また、「国際共同教育プログラム」とは、国際共同大学院プログラム以外で、協定校との覚書等に基づき実施されるダブルディグリープログラムや共同教育プログラムのうち、本学国際交流委員会で審議、承認されたプログラムとします。

3. 支援の対象

本制度による支援の対象は、以下の①～④の全ての要件を満たす者としてします。

- ① 平成29年4月～平成30年3月の間に留学を開始する本学の正規大学院学生である者
- ② 原則、留学開始・終了時期が留学先機関における学期／ターム等の開始・終了時期に合致するもの
- ③ 今後実施見込みの国際共同大学院又は国際共同教育プログラムに関連する研究計画を有する者
- ④ 留学形態が以下（ア）～（ウ）のいずれかである者
 - （ア）国際共同教育プログラムにより派遣される者
 - （イ）国際共同大学院プログラムへの参画を検討している部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者
 - （ウ）国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者

~~※本制度による支援の対象者は、当該プログラム参加のための他の奨学金制度（例：日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣））に申請し採択されていることが応募要件となりますが、他の奨学金制度に採択されていない場合、平成29年度については、グローバルラーニングセンターが日本学生支援機構に採択された「国際共同大学院推進型短期共同研究留学生派遣プログラム」により支援するものとします。詳細については、留学生課海外留学係にご相談ください。~~

⑤ 留学するにあたり本制度以外の奨学金制度に採用されていること

※本制度以外の奨学金制度に採用されていない場合、平成29年度については、グローバルラーニングセンターが日本学生支援機構（以下、JASSOという）に採択された「国際共同大学院推進型短期共同研究留学生派遣プログラム」により支援するものとします。この場合、JASSO海外留学支援制度（協定派遣）支給対象者の資格及び要件を満たしている必要があります。（4/19加筆）

4. 支援の内容

- ① 旅費規程に基づく海外渡航旅費（日当、宿泊料及び食卓料を除く）
※他団体等から渡航に係る支援を受ける場合、本制度からの海外渡航旅費の支援は受けられません。
- ② 奨学金（月額）（海外渡航期間中）

	指定都市	甲地区	乙地区	丙地区
修士課程	15万円	13万円	12万円	10万円
博士課程	20万円	16万円	14万円	12万円

※渡航先区分（指定都市、甲、乙、丙）については、別表参照。

※他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、上記記載額との差額分のみを支給します。

5. 提出書類

<必ず提出する書類>

- ① 平成29年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書（様式1）
- ② 平成29年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書別紙（様式1別紙）
- ③ 平成29年度国際共同学位取得支援制度候補者調書（様式2）
- ④ 成績証明書（学部入学以降の成績証明書）
- ⑤ 留学期間が分かる書類（留学開始及び留学終了年月日が明記されているもの）
- ⑥ 他団体等から受給する奨学金の額が分かる書類（ある場合のみ）

<必要に応じて提出する書類>

- ⑦ 申立書（様式任意）

※「3. 支援の対象」の④（イ）又は（ウ）に該当する学生については、当該学生の派遣が「国際共同大学院プログラム」又は「国際共同教育プログラム」への発展にどのように関連するかを示す「申立書」を所属部局において作成のうえ提出してください。

6. 提出方法

学内にて、留学生課海外留学係宛に提出してください。

教務係へ各期日まで提出してください。

7. 申請から支援対象者決定までの流れ

平成29年度の本制度による支援対象者は、留学開始時期により4回募集を行う予定です。申請から支援対象者決定までの流れは以下のとおりです。

留学開始時期	申請期限	選考	支援対象者の決定	書類提出期日
平成29年4月～6月	平成29年3月13日	平成29年3月中旬	平成29年3月下旬	2月28日
平成29年7月～9月	平成29年4月28日	平成29年5月上旬	平成29年5月中旬	4月14日
平成29年10月～12月	平成29年7月28日	平成29年8月上旬	平成29年8月中旬	7月14日
平成30年1月～3月	平成29年10月27日	平成29年11月上旬	平成29年11月中旬	10月13日

※留学計画が定まっている場合は、実際の留学開始時期より早い留学開始時期に設定された申請期限までに申請することができます。その場合、選考及び支援対象者の決定は、申請期限に応じたものとなります。

【例】留学開始時期が平成29年10月の者が平成29年4月28日の申請期限までに申請した場合

選考：平成29年5月上旬

支援者の決定：平成29年5月中旬

奨学金の支給：平成29年10月～

※平成29年度は4回の募集を予定していますが、予算状況及び応募者数等により募集回数を縮減する場合があります。

8. 選考基準

国際共同教育プログラム等により派遣される大学院学生については、以下の優先順位にて、予算の範囲内で支援対象者を選考します。

【優先順位 1】 国際共同教育プログラムにより派遣される者

【優先順位 2】 国際共同大学院プログラムを実施予定の部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者

【優先順位 3】 国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者

9. 報告書の提出

留学終了後には、以下の書類を所属部局担当係より留学生課宛に提出してください。

【提出書類】 研究報告書（英文。A4版で5頁程度）（様式任意）

【提出時期】 帰国後1ヶ月以内

10. その他留意事項等

各部局においては、各学生の派遣先国・地域に関する安全情報に十分注意し、派遣中も随時状況確認ができるよう、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。また、派遣学生に対し、海外旅行保険等への加入や各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導してください。

11. 問合せ／申請書類提出先

教育・学生支援部留学生課海外留学係

内線：92-7820

メール：sab_query@grp.tohoku.ac.jp

学内便：川 B-7

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティー リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。